



産業集積促進税制のお知らせ

～不動産取得税の軽減～

大阪府

大阪府では、府内における産業集積を税制面から促進するため、産業集積促進地域における土地や家屋（工場、研究所等）の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置を設けています。この産業集積促進地域における不動産取得税の軽減について下記の通りお知らせします。

詳しくは、大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課又は産業集積促進地域を所管する府税事務所にお問合せください。（P 4「各種お問合せ先」をご参照ください。）

対象者

中小企業者^{※1}で、産業集積促進地域内^{※2}において、事業^{※3}の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市町が講ずる優遇措置を受けた方

市町の優遇措置については、市町の担当課にお問合せください。（P 4「各種お問合せ先」をご参照ください。）

※ 1 中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が1億円以下である会社及び個人をいいます。

※ 2 産業集積促進地域については、2～3ページをご確認ください。

※ 3 風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除きます。

対象期間

特例措置の対象期間は、各産業集積促進地域の指定公示日によって異なります。

① 指定公示日が平成 25 年 3 月 31 日までの地域については、平成 25 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

② 指定公示日が平成 25 年 4 月 1 日以降の地域については、指定公示日から令和 11 年 3 月 31 日まで

対象不動産

各産業集積促進地域の対象期間中に、当該地域内において取得した工場、研究所及び倉庫の家屋^{※4} 又はその敷地である土地^{※5}

※ 4 対象家屋

事業（風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。）の用に供する工場、研究所、倉庫等（住宅は除く）。

1. 家屋を建築（新築、増築、改築）した場合は、対象期間中に建設の着手が行われた場合に限る。
2. 建築以外（売買、交換、贈与等）の場合は、対象期間中に取得したものに限る。
3. 倉庫は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区に所在するものに限る。

※ 5 対象土地

対象期間中に取得し、かつ、その取得の日から1年以内に以下のいずれかが行われた場合に限る。

1. 対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）の着手が行われた場合
2. 対象家屋を取得（建築した場合を除く。）した場合

軽減額

対象不動産の取得に係る不動産取得税の2分の1に相当する金額（上限金額：産業集積促進地域ごとに2億円）

令和 7 年 3 月 27 日

大阪府 商工労働部 中小企業支援室ものづくり支援課、財務部 税務局徴税対策課

電話：06-6941-0351（代表） <https://www.pref.osaka.lg.jp/>

大阪府産業集積促進地域

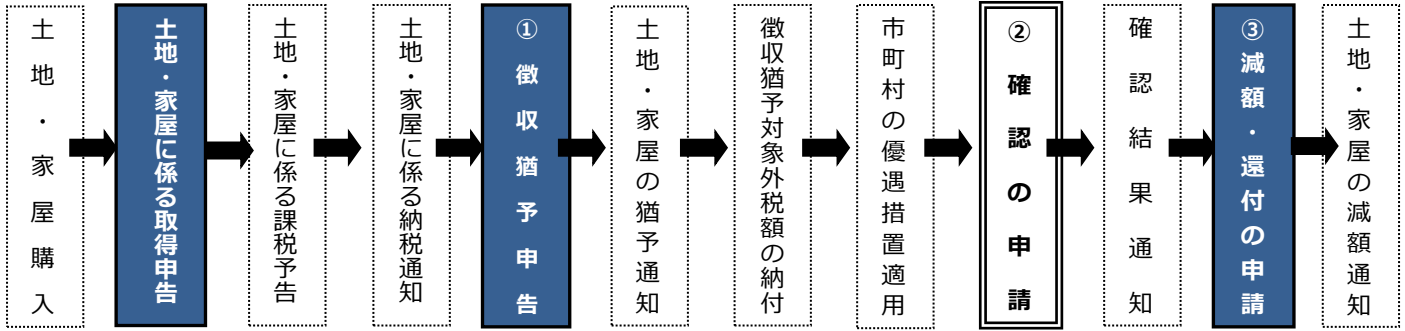
	産業集積促進地域名	区域	指定公示日
堺市	堺市臨海部工業専用地域等地区	堺区のうち匠町、築港八幡町の一部、築港南町、大浜西町、出島西町、松屋大和川通三丁、松屋大和川通四丁、神南辺町四丁、神南辺町五丁、神南辺町六丁、塩浜町、北波止町の一部、海山町六丁、海山町七丁、三宝町八丁、三宝町九丁、緑町三丁、緑町四丁、山本町六丁、戎島町五丁、西区のうち石津西町、築港新町一丁、築港新町二丁、築港新町三丁、築港新町四丁の一部、築港浜寺町、築港浜寺西町	平成 19 年 10 月 2 日、平成 25 年 5 月 9 日（堺区匠町、西区築港新町二丁を追加）
	堺市大和川南岸工業地域地区	堺区のうち南島町一丁の一部、南島町二丁の一部、南島町三丁の一部、南島町四丁の一部、南島町五丁の一部、松屋町一丁の一部、鉄砲町の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市大和川南岸工業地域地区	堺区のうち南島町一丁の一部、南島町二丁の一部、南島町三丁の一部、南島町四丁の一部、南島町五丁の一部、松屋町一丁の一部、鉄砲町の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市遠里小野工業地域地区	堺区のうち遠里小野町一丁の一部、遠里小野町二丁、遠里小野町三丁、遠里小野町四丁の一部、南清水町一丁、南清水町二丁の一部、北清水町一丁、北清水町二丁の一部、高須町一丁、高須町二丁の一部、砂道町一丁の一部、砂道町二丁、砂道町三丁	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市大仙西町工業地域地区	堺区のうち大仙西町五丁の一部、大仙西町六丁、協和町五丁の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市石津北町工業地域地区	堺区のうち石津北町、老松町一丁の一部、老松町二丁の一部、老松町三丁、西区のうち浜寺石津町東一丁の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市中区工業地域地区	中区のうち深阪の一部、檜葉の一部、伏尾の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市毛穴工業地域地区	中区のうち毛穴町の一部、小阪の一部、八田寺町の一部、八田北町の一部、西区のうち草部の一部、菱木二丁の一部、上の一部、鶴田町の一部、平岡町の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市東区・北区工業地域地区	東区のうち石原町一丁の一部、石原町二丁の一部、八下町一丁の一部、八下町二丁の一部、八下町三丁の一部、北区のうち八下北、中村町の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市西区工業地域地区	堺区のうち神石市之町の一部、西区のうち鳳北町九丁、下田町の一部、浜寺船尾町東四丁の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市鳳南町工業地域地区	西区のうち鳳南町三丁の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市西区南部工業地域地区	西区のうち上の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市美原区工業地域地区	美原区のうち小平尾の一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市美原区木材団地工業専用地域地区	美原区のうち木材通一丁目的一部、木材通二丁目、木材通四丁目的一部	平成 24 年 6 月 22 日
	堺市美原区大饗・菩提工業地域地区	美原区のうち大饗の一部、菩提の一部	平成 30 年 7 月 25 日
岸和田市	岸和田市磯上工業地域地区	磯上町三丁目的一部、磯上町六丁目的一部	平成 21 年 4 月 1 日
	岸和田市木材コンビナート地区	木材町 9 番の一部、木材町 10 番、木材町 15 番の一部、木材町 16 番、木材町 17 番、木材町 18 番	平成 21 年 4 月 1 日
	岸和田市鉄工団地地区	臨海町 3 番から 8 番、臨海町 10 番から 16 番、臨海町 18 番、臨海町 20 番の一部	平成 21 年 4 月 1 日
	岸和田市岸和田漁港地区	臨海町 20 番の一部、臨海町 23 番	平成 21 年 4 月 1 日
	岸和田市地藏浜工業専用地域地区	地藏浜町 11 番 1 の一部	平成 21 年 4 月 1 日
	岸和田市岸之浦町ちきりアイランド地区	岸之浦町 3 番 2、3 番 3、10 番 1、10 番 2、10 番 4、10 番 5、10 番 6、10 番 7、10 番 8、10 番 9、10 番 10、10 番 11、10 番 12、10 番 13、10 番 14、10 番 23、10 番 24	平成 25 年 4 月 12 日
	岸和田市岸之浦町ちきりアイランド保管施設用地地区	岸之浦町 11 番、14 番、15 番	平成 25 年 8 月 16 日、令和 5 年 7 月 14 日（岸之浦町 14 番、15 番を追加）
	岸和田市岸之浦町ちきりアイランド第 2 期製造業用地地区	岸之浦町 12 番、13 番	平成 27 年 10 月 30 日、平成 30 年 7 月 25 日（岸之浦町 13 番を追加）
	岸和田市岸之浦町ちきりアイランド都市機能用地地区	岸之浦町 6 番 3	令和元年 5 月 16 日
	岸和田市岸和田丘陵地区	稲葉町の一部、三ヶ山町の各一部	平成 27 年 3 月 6 日
豊中市	豊中市豊南町工業地域地区	豊南町東三丁目的一部、豊南町東四丁目、豊南町南三丁目的一部、豊南町南五丁目的一部、豊南町南六丁目、豊南町西四丁目的一部	平成 20 年 8 月 1 日
	豊中市庄内南工業地域地区	神州町、三和町一丁目的一部、三和町二丁目、三和町四丁目的一部、大黒町一丁目的一部、千成町一丁目的一部、千成町二丁目的一部、千成町三丁目的一部、島江町一丁目的一部、島江町二丁目的一部	平成 20 年 8 月 1 日
	豊中市島江・庄内宝町工業地域地区	島江町一丁目的一部、庄内宝町二丁目的一部、庄内宝町三丁目的一部	平成 20 年 8 月 1 日
	豊中市二葉・大島町工業地域地区	二葉町三丁目、大島町三丁目的一部	平成 20 年 8 月 1 日
	豊中市神崎川南工業地域地区	大島町三丁目的一部	平成 20 年 8 月 1 日
	豊中市原田中地区	原田中一丁目的一部	令和 4 年 7 月 29 日、令和 5 年 5 月 26 日（一部追加：原田中一丁目の一部）
	豊中市服部西町・服部寿町地区	服部西町五丁目的一部、服部寿町五丁目的一部	令和 5 年 5 月 26 日
吹田市	吹田市芳野町工業地域地区	芳野町の一部	平成 25 年 9 月 19 日
	吹田市江の木町工業地域地区	江の木町の一部	平成 25 年 9 月 19 日
	吹田市南吹田工業地域地区	南吹田二丁目的一部、南吹田四丁目的一部	平成 25 年 9 月 19 日
	吹田市西御旅町及び東御旅町工業地域地区	西御旅町、東御旅町	平成 25 年 9 月 19 日
泉大津市	堺泉北港助松埠頭総合物流情報センター等地区	小津島町の一部、新港町の一部	平成 26 年 5 月 9 日
	泉大津旧港地区	なぎさ町の一部	平成 26 年 5 月 9 日
	堺泉北港汐見沖地区	夕風町の一部	平成 26 年 5 月 9 日
高槻市	高槻市宮田町一丁目工業地域地区	宮田町一丁目的一部	平成 21 年 4 月 1 日
	高槻市幸町・朝日町工業地域地区	幸町の一部、朝日町の一部	平成 21 年 4 月 1 日
	高槻市桜町・明田町工業地域地区	桜町、明田町の一部、中川町の一部	平成 21 年 4 月 1 日
	高槻市南庄所町・下田部町工業地域地区	南庄所町の一部、下田部町二丁目的一部	平成 21 年 4 月 1 日
貝塚市	貝塚市二色南町地区	二色南町の一部	平成 25 年 4 月 24 日
	貝塚市新貝塚埠頭地区	二色北町の一部	平成 25 年 4 月 24 日
枚方市	枚方市枚方企業団地地区	招提田近一丁目、招提田近二丁目、招提田近三丁目、高野道二丁目的一部	平成 20 年 1 月 7 日
	枚方市大阪紳士服団地地区	長尾谷町一丁目的一部	平成 20 年 1 月 7 日
	枚方市中部工業地域地区	上野三丁目的一部、渚東町の一部、交北一丁目的一部	平成 20 年 1 月 7 日
	枚方市堂山東工業地域地区	堂山東町	平成 20 年 1 月 7 日
	枚方市中南部工業専用地域地区	出屋敷西町一丁目的一部、中宮大池一丁目、中宮大池二丁目的一部、中宮大池三丁目的一部、中宮大池四丁目的一部、池之宮三丁目的一部、池之宮四丁目、村野高見台の一部、春日北町一丁目、春日北町二丁目、春日北町三丁目的一部、春日北町五丁目、春日西町一丁目的一部、春日野一丁目、春日野二丁目、野村元町の一部	平成 20 年 1 月 7 日

枚方市	枚方市中南部工業地域地区	春日西町二丁目の一部	平成 20 年 1 月 7 日
	枚方市出口・中振工業地域地区	出口一丁目の一部、出口三丁目の一部、北中振四丁目の一部	平成 20 年 1 月 7 日
	枚方市津田サイエンスヒルズ地区	津田山手二丁目の一部、大字津田の一部	平成 20 年 5 月 1 日、平成 28 年 9 月 14 日（大字津田の一部を追加）
	枚方市茄子作南・茄子作高田地区	茄子作南町の一部、茄子作五丁目の一部、高田二丁目の一部	令和 2 年 3 月 26 日
	枚方市茄子作地区	茄子作四丁目の一部、茄子作五丁目の一部	令和 7 年 3 月 27 日
八尾市	八尾市竜華地区周辺工業専用等地域	神武町、龍華町二丁目の一部、北亀井町一丁目、北亀井町二丁目の一部、北亀井町三丁目の一部、跡部北の町三丁目の一部	平成 19 年 10 月 2 日
	八尾市竜華地区周辺工業専用等地域	神武町、龍華町二丁目の一部、北亀井町一丁目、北亀井町二丁目の一部、北亀井町三丁目の一部、跡部北の町三丁目の一部	平成 19 年 10 月 2 日
	八尾市竜華地区周辺工業地域	北亀井町二丁目の一部、北亀井町三丁目の一部、龍華町二丁目の一部	平成 19 年 10 月 2 日
	八尾市八尾空港周辺工業地域	南植松町二丁目、南植松町三丁目、老原七丁目の一部、老原八丁目の一部、老原九丁目、北木の本一丁目、南木の本一丁目、南木の本二丁目の一部、南木の本五丁目の一部、南木の本八丁目、南木の本九丁目、木の本三丁目の一部、空港一丁目の一部、太田新町一丁目、太田新町二丁目、太田新町四丁目、太田新町六丁目、太田新町八丁目、西弓削一丁目、西弓削二丁目、弓削町南一丁目の一部	平成 19 年 10 月 2 日
	八尾市上尾町地区周辺工業地域	福栄町一丁目の一部、福栄町二丁目の一部、福栄町三丁目の一部、上之島町北四丁目、上之島町北五丁目、上之島町北六丁目、上尾町四丁目、上尾町五丁目、上尾町六丁目の一部、上尾町七丁目、上尾町八丁目の一部	平成 19 年 10 月 2 日
	八尾市渋川町 2 丁目工業地域	渋川町二丁目	平成 19 年 10 月 2 日
	八尾市二俣工業地域	二俣一丁目の一部、二俣二丁目の一部、二俣三丁目	平成 19 年 10 月 2 日
	八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域	相生町四丁目、天王寺屋一丁目の一部、曙町一丁目の一部、曙町二丁目の一部	平成 19 年 10 月 2 日
富田林市	富田林中小企業団地工業専用地域地区	中野町東二丁目の一部、若松町東三丁目	令和 7 年 3 月 14 日
河内長野市	河内長野工業団地地区	上原西町の一部、寿町の一部	平成 29 年 7 月 25 日
	河内長野市木戸西町工業地域地区	木戸西町一丁目の一部、二丁目の一部	平成 29 年 7 月 25 日
	河内長野市楠町東工業地域地区	楠町東の一部	平成 29 年 7 月 25 日
	河内長野市菊水町・向野町工業地域地区	菊水町の一部、向野町の一部	平成 29 年 7 月 25 日
	河内長野市小山田東工業地域地区	小山田町の一部	令和 6 年 10 月 18 日
	河内長野市高向・上原地区	高向及び上原町の各一部	令和 6 年 10 月 18 日
大東市	大東市西部工業地域地区	太子田三丁目の一部、新田西町の一部、新田中町の一部、新田旭町の一部、新田北町、新田境町、御領二丁目、御領三丁目の一部、氷野二丁目の一部、氷野三丁目の一部、氷野四丁目、南郷町の一部	平成 22 年 4 月 1 日
和泉市	テクノステージ和泉工業地域地区	テクノステージ一丁目、テクノステージ二丁目、テクノステージ三丁目	平成 25 年 9 月 30 日
	トリヴェール和泉西部ブロック地区	あゆみ野一丁目の一部、あゆみ野二丁目、あゆみ野三丁目の一部、あゆみ野四丁目	平成 25 年 9 月 30 日
高石市	高石市臨海部工業専用地域等地区	高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、高師浜丁の一部	平成 19 年 10 月 2 日 平成 21 年 7 月 1 日
東大阪市	東大阪市新町・宝町工業地域地区	新町の一部、宝町の一部	平成 19 年 11 月 22 日
	東大阪市加納工業専用地域地区	加納四丁目の一部、加納五丁目の一部	平成 19 年 11 月 22 日
	東大阪市水走・川田工業地域地区	川田四丁目、水走三丁目の一部、水走四丁目、水走五丁目	平成 19 年 11 月 22 日
	東大阪市加納工業地域地区	加納七丁目の一部	平成 19 年 11 月 22 日
	東大阪市岩田工業地域地区	岩田町二丁目の一部、花園西町一丁目の一部	平成 19 年 11 月 22 日
	東大阪市西岩田工業地域地区	西岩田四丁目の一部	平成 19 年 11 月 22 日、平成 28 年 10 月 14 日一部解除（岩田町六丁目の一部は平成 28 年 10 月 13 日まで対象）
	東大阪市稲田新町工業地域地区	稲田上町一丁目の一部、稲田上町二丁目、稲田新町二丁目の一部、稲田新町三丁目の一部、稲田三島町、北鴻池町の一部、鴻池徳庵町の一部、七軒家の一部、中鴻池町一丁目の一部、西鴻池町一丁目の一部、西鴻池町二丁目の一部、西鴻池町三丁目、西鴻池町四丁目の一部、本庄西三丁目の一部、三島三丁目の一部	平成 19 年 11 月 22 日
	東大阪市高井田工業地域地区	新喜多一丁目の一部、新喜多二丁目の一部、高井田の一部、高井田中一丁目、高井田中二丁目、高井田中三丁目、高井田中四丁目、高井田中五丁目の一部、高井田西二丁目の一部、高井田西三丁目、高井田西四丁目、高井田西五丁目の一部、高井田本通一丁目の一部、高井田本通二丁目の一部、高井田本通三丁目、高井田本通四丁目、高井田本通五丁目の一部、西堤学園町一丁目、西堤楠町一丁目、西堤本通西一丁目、西堤本通東一丁目、菱屋西六丁目の一部、御厨栄町二丁目の一部、御厨西ノ町一丁目の一部	平成 19 年 11 月 22 日、平成 28 年 10 月 14 日一部解除（御厨栄町三丁目の一部は平成 28 年 10 月 13 日まで対象）
	東大阪市柏田西工業地域地区	柏田西二丁目、柏田西三丁目の一部、洪川町一丁目の一部、洪川町二丁目、洪川町三丁目の一部	平成 19 年 11 月 22 日
泉南市	泉南市りんくうタウン南地区	りんくう南浜 2 番の一部、りんくう南浜 3 番の一部、りんくう南浜 4 番の一部	平成 25 年 4 月 12 日、平成 29 年 9 月 29 日（りんくう南浜 2 番、りんくう南浜 3 番、りんくう南浜 6 番の各一部を解除し、地域の名称を「泉南市りんくうタウン南・中地区」から「泉南市りんくうタウン南地区」に変更）
交野市	交野市幾野工業地域地区	幾野三丁目の一部、幾野四丁目の一部、幾野五丁目、幾野六丁目の一部、並郡津二丁目の一部	令和 2 年 12 月 3 日
	交野市星田北地域地区	星田北四丁目の一部、星田北五丁目の一部、星田北八丁目、星田北九丁目	令和 2 年 12 月 3 日
阪南市	阪南市桃の木台阪南スカイタウン地区	桃の木台一丁目の一部、桃の木台二丁目の一部	平成 25 年 4 月 19 日
岬町	岬町多奈川臨海地区	多奈川谷川 1905 番 12 の一部、2130 番 2、2539 番 13 の一部、2539 番 17、2730 番、2734 番、2978 番、2979 番 2、3001 番 2、3024 番 1、3024 番 2、3026 番、3492 番 1、3493 番 1、3494 番 2	平成 25 年 4 月 12 日、令和 2 年 12 月 3 日（変更）
	岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン地区	多奈川谷川 3351 番 55、3351 番 102、3351 番 136、3351 番 137、3351 番 138、3351 番 140、多奈川東畑 342 番 5、1083 番 3、1083 番 18、1133 番 4	平成 25 年 4 月 12 日

猶予、軽減の手続き

<手続きの流れ（例：土地・家屋を同時に取得した場合）> 府税事務所への手続き

商工労働部への手続き



① 徴収猶予の申告

「徴収猶予申告書」を納期限までに、所管の府税事務所不動産取得税課に提出してください。

【添付書類】

- 土地・・・土地を取得した日から1年以内に当該土地において対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）に着手すること又は対象家屋を取得したことを証する書面
⇒土地の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し、事業計画書の写し、工事日程表の写し、新築・増築工事の請負契約書の写し、家屋の売買契約書の写し、取得予定家屋図面の写し 等
- 家屋・・・家屋が自己の事業として工場、研究所等の用に供するものであることを証する書面
⇒家屋の建築工事の請負契約書及び請負契約書に係る領収書の写し、家屋の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し、事業計画書の写し、家屋の平面図の写し 等

② 確認の申請

「対象不動産の取得に関する確認申請書」を、商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課に提出してください。（申請内容を確認し、「確認結果通知書」を交付します。）

【添付書類】

- ア 家屋を建築した場合は、家屋の建築工事の請負契約書及び請負契約書に係る領収書の写し
- イ 家屋を売買した場合は、家屋の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し
- ウ 土地の場合は、土地の売買契約書及び売買契約書に係る領収書の写し
- エ 家屋及び土地の登記事項証明書の写し
- オ 家屋の平面図の写し
- カ 市町村の優遇措置を受けたことを証する書面の写し 等

※「②対象不動産の取得に関する確認申請書」の記載方法等については、事前に商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課まで、お問い合わせください。

③ 減額・還付の申請

確認結果通知書の交付を受けられた方は、確認結果通知書等を添付して「減額・還付申請書」を各産業集積促進地域を所管する府税事務所の不動産取得税課に提出してください。

その他

この税制と「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく不動産取得税の軽減措置及び成長特区税制による軽減措置との併用はできません。

各種お問合せ先

【本制度に関すること】

担当課：大阪府 商工労働部 中小企業支援室ものづくり支援課 電話番号：06-6210-9470

【市、町の優遇措置に関すること】

市町村	担当課	電話番号
堺市	産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室	072-228-7629
岸和田市	魅力創造部産業政策課	072-423-9618
豊中市	都市活力部産業振興課	06-6858-2199
吹田市	都市魅力部地域経済振興室	06-6170-7217
泉大津市	政策推進部地域経済課	0725-51-7651
高槻市	街にぎわい部産業振興課	072-674-7411
貝塚市	総合政策部産業戦略課	072-433-7193
枚方市	観光にぎわい部商工振興課	072-841-1325
八尾市	魅力創造部産業政策課	072-924-3964
富田林市	産業まちづくり部商工観光課	0721-25-1000

市町村	担当課	電話番号
河内長野市	環境経済部産業観光課	0721-53-6075
大東市	産業・文化部産業経済室	072-870-4013
高石市	総合政策部まち未来戦略室産業共創課	072-275-6149
和泉市	環境産業部産業振興室	0725-99-8123
東大阪市	都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室	06-4309-3177
泉南市	成長戦略室連携戦略課	072-447-8816
交野市	総務部地域振興課	072-892-0121
阪南市	未来創生部まちの活力創造課	072-489-4508
岬町	まちづくり戦略室企画地方創生担当	072-492-2775

【不動産取得税に関すること】

所管府税事務所	担当課	所管する地域のうち産業集積促進地域のある市町	電話番号
三島府税事務所	不動産取得税課	吹田市、高槻市	072-627-1121
豊能府税事務所	不動産取得税課	豊中市	072-752-4111
泉北府税事務所	不動産取得税第一課	堺市（但し、北区、南区、美原区は第二課が担当）	072-238-7221
	不動産取得税第二課	泉大津市、和泉市、高石市	
泉南府税事務所	不動産取得税課	岸和田市、貝塚市、泉南市、阪南市、岬町	072-439-3601
南河内府税事務所	不動産取得税課	富田林市、河内長野市	0721-25-1131
中河内府税事務所	不動産取得税第一課	東大阪市	06-6789-1221
	不動産取得税第二課	八尾市	
北河内府税事務所	不動産取得税第一課	枚方市、交野市	072-844-1331
	不動産取得税第二課	大東市	